

懲戒処分公表

下記のとおり懲戒処分を行いましたので、公表します。

令和8年8月20日

南知多町長 石 黒 和 彦

記

1 事案概要

同一の課に所属していた当該職員2名は令和8年4月以降、業務上の口論により、課室内において互いに暴力行為を行っており、職場内の秩序を乱した。

一方の職員は互いの口論の上、令和8年4月に相手の後頭部を叩き、同6月には相手の太ももを蹴った。

もう一方の職員においても互いの口論の上、同7月に相手の太ももを蹴り、肩を殴った。

2 被処分者及び処分内容

建設経済部 主事（26歳）

厚生部 主事（25歳）

両名とも 1か月減給（給料月額の10分の1の金額）処分

3 処分年月日

令和8年8月20日

4 今後の対応

当該職員に対しては、公務員としての自覚及び高い倫理観の保持を図るため、倫理教育を行うとともに、全職員に対しては、今一度、全体の奉仕者としての自覚を促し、このような不祥事を二度と起こさないよう通知し、再発防止に努める。

また、本懲戒処分事案に関連して管理監督責任者であった厚生部長、所属課長の2名についても、同日付で口頭注意とした。